

基本方針4

地域の総合的な質を高めるための景観づくり

様々な**景観資源**を維持、保全、再生し、
規制や誘導などによって、**地域の総合的な質の向上**を図ります。



景観資源の維持・保全・再生等

例えばこんな施策を展開します

- ◆文化的・歴史的建造物の維持・保全・再生を進めます。
- ◆地域らしい住宅の普及やまちなみの形成を進めます。
- ◆魅力あるまちなか居住や既存住宅地の更新、再生を進めます。

景観資源が、道民共有の財産として維持、保全、再生されていきます。

制度を活用した景観づくり

例えばこんな施策を展開します

- ◆景観法に基づく行為の届出制度など、質の高い景観への誘導を行います。
- ◆屋外広告物の表示等についての必要な規制を行います。

景観法等を活用した行為の制限や景観を阻害する要因への対応など、適正な規制・誘導が行われていきます。

基本方針5

景観づくりを支える人づくり

身近な**景観づくりの積み重ね**と
その活動を**支える人づくり**を進めます。



景観づくりの普及啓発

例えばこんな施策を展開します

- ◆フットパスやオープンガーデン、まちなみ散策など歩いて景観を楽しむ機会の充実を進めます。
- ◆ガーデニング教室や森林教室など緑化や庭づくりに触れられる機会の充実を進めます。

景観づくりの大切さや楽しさを知る機会が充実していきます。

景観づくりを担う人材の育成

例えばこんな施策を展開します

- ◆環境保全や歴史・文化の振興など、景観づくりにつながる学習や体験の機会の充実を進めます。
- ◆花のまちづくりの担い手育成を推進します。

地域の活動の核となる人材が育成され、地域の人々が自ら景観づくりを行っていきける環境がつけられていきます。

景観づくりのネットワークの形成

例えばこんな施策を展開します

- ◆景観づくりに関する調査、情報収集を行い、活用します。
- ◆景観づくりの活動の紹介や情報交換の機会の充実を図ります。

景観づくりの経験や実績、アイデアが他の地域にも役立てられていきます。